

#### (4) 適用を受けるための手続

この特例の適用を受けるためには、相続時精算課税制度の選択をする旨の届出書の他に、次の書類を添付しなければなりません。

- ① 受贈者の戸籍謄本もしくは抄本又は戸籍の附票の写し
- ② 贈与をした者の住民票の写し
- ③ 相続時精算課税制度の適用を受ける財産の贈与をしたことを証する書類

また、相続時精算課税制度の住宅取得等資金贈与の特例の適用を受ける場合は、上記の添付書類のほかに、さらに次の添付書類が必要となります。

#### 〈新築住宅の場合〉

- ① 住宅取得等資金の贈与を受けた年における贈与税の額の計算に関する明細書
- ② 新築または取得した住宅用家屋の登記簿謄本または抄本
- ③ 受贈者の住民票の写し（入居した日以降に作成されたもので、その取得した住宅の所在場所がその受贈者の住所として記載されているものに限る）
- ④ その住宅の取得が配偶者、生計を一にする親族その他その受贈者と特別な関係にある者以外の者からのものであることを明らかにする書類

（注）住宅用家屋は完成したが未だ入居していない場合とか、住宅用家屋の一部が未完成の場合には、別途の書類が必要となりますので税務署等にお問い合わせください。

#### 〈中古住宅の場合〉

- ① 新築住宅の場合の①②④の添付書類
- ② 受贈者の住民票の写し（入居した日以降に作成されたもので、その中古住宅の所在場所がその受贈者の住所として記載されているものに限る）

#### 〈住宅の増改築等の場合〉

- ① 新築住宅の場合の①の添付書類
- ② 住宅取得等資金を贈与により取得した日以降に作成された受贈者の住民票の写し
- ③ 増改築等を行った住宅用家屋の登記簿謄本または抄本
- ④ 増改築等の工事請負契約書